



☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

	項 目	日 時	場 所	問い合わせ☎
一般相談	行政相談	6月18日(木) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	秘書広報課
	司法書士による相談 要予約 ㊦6名	6月12日(木) 午後1時30分～(1人20分)	市役所 2階入札室、入札控室	
	土地境界相談 要予約 ㊦6名	受付：6月2日(月)～11日(木)正午まで		
	弁護士による相談 要予約 ㊦8名	6月19日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：6月2日(月)～4日(木) 初回優先	市役所 2階入札室	
	建築なんでも相談 要予約 ㊦2名	6月13日(金)、27日(金) 午後1時30分～(1人50分) 受付：各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①6月2日(月) 午後1時30分～4時 ㊦ ②6月11日(木)、18日(木)、28日(土) 午前10時～午後3時 ㊦	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ㊦3名	6月12日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談	①月～金曜 ㊦ ②6月6日(金)、③19日(木) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	6月13日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ㊦4名	6月11日(木) 午後1時30分～3時30分 ㊦ 受付：6月9日(月)まで	市役所 3階税務課	税務課
DV・いじめ・こころ	若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	6月17日(火) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 (電話相談) うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
	青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ㊦	教育センター 2階	教育センター 82-8686
虐待	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ㊦	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜 ㊦	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性・教育	女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 木曜 午前10時～正午 } 予約相談 (面接・電話)	①☎89-2354 教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331
	女性のための 弁護士相談 要予約 ㊦4名	6月25日(木) 午後1時50分～4時30分 受付：6月20日(金)まで【要事前面談】		
	あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ㊦	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ㊦	市役所 3階障がい福祉課	障がい福祉課 ☎89-2449
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②6月4日(木)、20日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
	身体障がい者相談	6月14日(土)、18日(木) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより ☎82-0110

進化する「オレオレ詐欺」

「オレオレ詐欺」とは

親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金などを名目に、金銭などをだまし取るものです。被害額は増加傾向にあり、手口も巧妙化しています。

警察官をかたる権威型の手口が増加

「あなた名義の口座や携帯電話が犯罪に使われている」「出頭できないなら通信アプリで取り調べをする」など、SNSとの組み合わせによって若年層でも被害が拡大しています。

対処方法

- お金の「振り込み・支払い」について電話があれば詐欺を疑いましょう
- 怪しい電話があったら、所属と名前を聞いて自分で調べた電話番号に折り返しましょう
- すぐにお金を振り込んだり、指示された行動を取らずに、家族や警察に相談しましょう
- 固定電話や携帯電話に迷惑電話対策サービスを活用しましょう

警察が金銭を電話で要求したり、業務で通信アプリを使用することはありません

消費生活相談

■「あなたは容疑者だ」は、詐欺です！

問(市)生活安全課

相談事例

- 警察署の電話番号から電話があり、「あなたの口座が詐欺に使われたので口座を凍結して調べます。電話を切ってはいけません。極秘捜査なので誰にも話してはいけません」と言われた。その後、SNSで警察手帳と逮捕状の画像を見せられた。あわてて指定された口座へ預金全額を振り込むと連絡が途絶えた。
- 号泣した女性から電話があった。電話の相手が代わり、暴力団員を名乗って「おまえの娘が組長の車にぶつけたのに逃げたから事務所へ連れて来た。100万円を公園の電話ボックスに置いて立ち去れ」と言われ、指示通りにするとお金を持ち去られた。娘に電話すると知らないと言われ、詐欺と分かった。

アドバイス

- 実在する警察署の電話番号が表示されて、警察官を名乗る電話が掛かって来るという手口が発生しています。容疑者だと指摘されると動揺するかもしれませんが、警察官がネット上で警察手帳や逮捕状を見せたり、現金を振り込ませることは絶対にありません。
- 詐欺グループは家族を想う気持ちにつけこんだ演技をしてくることがあります。お金を要求する電話は、相手が誰であれ詐欺の可能性がありえます。一度、電話を切って警察や家族に相談しましょう。
- 特殊詐欺が非常に増加し、手口も巧妙になっています。少しでもおかしいと感じたら身近な人や消費生活センターへ相談してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから